

ヤングケアラー支援体制構築事業業務委託に関する質問及び回答について

(令和8年2月18日現在)

番号	質問事項	質問内容	回答
1	<p>●仕様書 4-2 ヤングケアラーオンラインサロン 企画・運営業務</p>	<p>本年度のオンラインサロンの参加人数および小学生・中学生・高校生・それ以上等、どの世代が何人参加したかを教えてください。</p>	<p>詳細な参加内訳については回答を控えさせていただきますが、第7回目(R8.1.16)までの開催分で以下のとおりの申込状況(重複なし)です。</p> <p>申込総数：28名 ヤングケアラー（18歳未満）：4名 ヤングケアラー（18歳以上）：2名 元ヤングケアラー：5名 その他（支援者等）：17名</p> <p>各回の参加人数はハイブリット開催（現地会場+オンライン）を含み平均9.7人、オンライン参加のみでは平均4.0人の方々にご参加いただいています。</p>
2	<p>過去実績の開示について</p>	<p>本事業は既に複数年度実施されていると理解しております。</p> <p>相談体制の人員配置及び費用積算及び事業設計の参考とするため、以下についてご教示ください。</p> <p>(1) オンラインサロンの実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サロン開催各回の参加人数 ・参加者の年齢層 ・参加者の属性（当事者／元当事者／支援者等）など 	<p>以下のとおり回答します。</p> <p>(1) について No.1をご確認ください。</p> <p>(2) について ・年間相談人数 相談件数によりカウントしていますので、直下回答をご確認ください。</p>

		<p>(2) SNS 相談の実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間相談人数 ・年間総相談件数 ・相談者の年齢層 ・相談区分別件数 ・緊急対応案件の件数 	<ul style="list-style-type: none"> ・年間総相談件数 令和6年度(R6.11.1～R7.3.31)：41件 令和7年度(R7.4.1～R8.1.31時点)：98件 ・相談者の年齢層 令和6年度(R6.11.1～R7.3.31) 12歳未満：22件 13～15歳：12件 16～18歳未満：3件 18～20歳未満：1件 20～30歳未満：0件 30歳以上：3件 令和7年度(R7.4.1～R8.1.31時点) 12歳未満：34件 13～15歳：19件 16～18歳未満：31件 18～20歳未満：1件 20～30歳未満：2件 30歳以上：11件 ・相談区分別件数 令和6年度(R6.11.1～R7.3.31) いじめ：0件 友人関係：7件
--	--	--	---

			<p>不登校：0件 家庭環境：9件 児童虐待：0件 学業・進路：2件 心身の健康・保健：1件 発達障害等：0件 恋愛・LGBTQ：1件 その他：21件</p> <p>令和7年度(R7.4.1～R8.1.31時点)</p> <p>いじめ：3件 友人関係：11件 不登校：1件 家庭環境：13件 児童虐待：2件 学業・進路：1件 心身の健康・保健：16件 発達障害等：0件 恋愛・LGBTQ：2件 その他：49件</p> <p>・緊急対応案件の件数 令和8年2月18日時点で緊急対応案件は発生していません。</p>
--	--	--	---

3	<p>●仕様書 相談員等の配置について (4-1 (8) ア)</p>	<p>仕様書では、相談員 1 名以上、キャリア相談員 1 名以上、業務責任者を置くこととされていますが、</p> <p>(1) 最低 3 名の配置が必須との理解でよろしいでしょうか。</p> <p>(2) 同一人物が複数役割を兼務することは可能でしょうか。</p> <p>(3) 配置は常時同時勤務を求めるものか、延べ人工での配置でも差し支えないでしょうか。</p>	<p>以下のとおり回答します。</p> <p>(1) お見込みのとおりです。</p> <p>(2) 原則、兼務は認めていません。</p> <p>(3) 業務を円滑に遂行できる場合には可能です。ただし、各相談員不在時の対応について、業務マニュアル内に記載ください。</p>
4	<p>●仕様書 相談員資格要件について (4-1 (8) イ)</p>	<p>仕様書では「相談員は元ヤングケアラーであり、かつ…」とされていますが、</p> <p>(1) 元ヤングケアラーであることは必須要件でしょうか。</p> <p>(2) 元ヤングケアラーを選定する場合の必要条件（定義）を提示してください。</p> <p>(3) その確認方法について、客観的証明書類の提出を求める想定でしょうか。</p> <p>(4) 自己申告で足りる場合、その基準をどのように判断すべきでしょうか。</p> <p>(5) 採用時に県への確認手続きは必要でしょうか。</p> <p>(6) キャリア相談に対応できる資格を有する者を配置する必要があるが、相談者を就職に繋げるような対応を求める必要があるのか。</p>	<p>以下のとおり回答します。</p> <p>(1) 必須でございます。</p> <p>(2) ヤングケアラーの定義については、こども家庭庁通知こ支虐第 265 号令和 6 年 6 月 12 日付け「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」の一部施行について（ヤングケアラー関係）に準じて選定ください。</p> <p>(3) 当方が資格要件を確認する方法と仮定して回答をします。</p> <p>募集要項関係様式 1 「ヤングケアラー支援体制構築事業業務委託企画提案書」-「業務実施従事者の知識・経験・資格等」において、仕様書に定める相談員資格要件を満たしているか確認します。</p> <p>(4) (2) の回答に照らしてご判断ください。</p>

			<p>(5) 不要でございます。</p> <p>なお、本業務は「公募要項-第3 プロポーザルに係る事項-参加者要件 (9)」にお示しするように、ヤングケアラー支援に関するSNS等相談実績を有するなど同程度の専門性を有し、支援体制が構築されていることを参加要件としています。そのため、相談員の配置を含め、あらかじめ相談体制が整備されていることを前提に募集をしていることを申し添えます。</p> <p>(6) 相談窓口ですので、直接的に就労先を紹介することは想定していません。相談内容により、適切な関係支援機関に繋げることは想定されま</p>
5	<p>●仕様書 相談環境及びセキュリティ要件について (4-1 (10) イ)</p>	<p>「専用の相談室において実施する等、情報漏洩防止のためのセキュリティを確保」とありますが、</p> <p>(1) 専用室は物理的に完全個室である必要がありますか。</p> <p>(2) 具体的なセキュリティ基準 (例：アクセス制限、ログ管理、持込制限等) の指定はありますか。</p> <p>(3) 在宅勤務での対応は認められますか。</p>	<p>以下のとおり回答します。</p> <p>(1) 情報漏洩防止の措置を講じていれば完全個室を求めるものではございません。</p> <p>(2) 仕様書 p8 「13 情報セキュリティについて」のとおりに別記3「情報セキュリティに関する特記事項」に準じた体制を確保してください。</p> <p>(3) (2) の体制が確保されていれば可能であると解します。</p>
6	<p>●仕様書 LINE に保存されない方法について (4-1 (10) エ)</p>	<p>仕様書では「LINE のメッセージでのやり取りはせず、LINE に情報が保存されない方法で送受信を行い情報管理を徹底する」とされていますが、</p>	<p>以下のとおり回答します。</p> <p>(1) 「政府機関・地方公共団体等における業務での LINE 利用状況調査を踏まえた今後の LINE</p>

		<p>(1) 具体的にどのような送受信方法を想定されていますか。</p> <p>(2) LINE アプリ上でのチャット機能を使用しない運用を想定されていますか。</p> <p>(3) 外部システムへ即時転送する方式等を想定されている場合、過去実績で採用された方式をご教示ください。</p>	<p>サービス等の利用の際の考え方（ガイドライン）」（令和3年4月30日）」p4「利用形態に応じて確認すべき事項」-「① 公式アカウントを利用する場合」に準じた運用を想定しています。</p> <p>(2) お見込みのとおり、LINE 上でのメッセージのやり取りを禁止しています。</p> <p>(3) 具体的なシステム名については回答いたしかねますが、(1) に準拠し、LINE 内で別ブラウザを立上げ、別システムへ遷移する方式を採用されています。</p>
7	<p>●仕様書 相談受付時間について (4-1 (5))</p>	<p>相談の受付時間（平日11:00～20:00）の解釈について、以下のいずれが適切ですか。</p> <p>(1) 相談者最低1名が時間内に常駐する必要がある（専用の部屋で待機）。</p> <p>(2) (1) が適切と考えた場合、SNS での相談受信に対して内容の如何に関わらず即時の返信が必要か（適切な判断が可能な専門家への相談は返信後でよいか）。</p> <p>(3) 相談者の相談内容送信は時間外も可能であり、実際の相談対応時間は調整されることになる。その相談対応は上記受付時間内に行えばよい（相談がない場合は待機不要）。</p>	<p>3点ご質問いただいたものとして以下のとおり回答します。</p> <p>(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談対応業務を適切に運営できる人員を配置してください。 ・情報セキュリティ対策等を講じた上であれば、専任の部屋での待機は必要ございません。 <p>(2) 仕様書 p3 4-1(9)-イのとおり、相談混雑時にも自動応答等による対応を求めていますので、相談時間内での対応については迅速な対応をしてください。相談内容によって、後日の回答となる場合は、その旨伝達の上、適切な対応をしてください。</p>

			<p>(3) 相談員による応答時間（受付時間）は平日11:00~20:00としており、受付時間外の相談については、翌受付時間内に対応してください。なお、受付時間内に相談がない場合でも、(2)のとおり迅速な対応ができる体制の確保をしてください。</p>
--	--	--	---